



越谷市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

(令和 3 年度～令和 12 年度)

案

越 谷 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第2章 ごみ処理の現状	4
第1節 人口の推移・事業所の推移	4
第2節 ごみ処理量の推移	6
第3節 ごみ処理体制等	9
第4節 ごみ処理経費	11
第3章 前(現)計画の進捗状況	12
第1節 計画の進捗状況	12
第4章 本市を取り巻く社会情勢と今後の課題	21
第1節 本市を取り巻く社会情勢	21
第2節 本市における今後の課題	22
第5章 将来推計	25
第1節 人口の見通し	25
第2節 ごみ総排出量の推計	26
第6章 ごみ処理基本計画	27
第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系	27
第2節 ごみ処理の数値目標	48
第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	52
第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項	55
第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項	58
第6節 計画処理フロー	59
第7章 計画の進行管理	60
資料編	61
1 ごみ排出量の将来推計資料	62
2 SDGs ターゲットと個別施策の対応表	70
3 策定経緯	73
4 パブリックコメントに対する市の対応	74
5 用語集	75

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの生活を物質的に豊かなものにしてきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化などの問題を引き起こしています。

こうした情勢に対応するために近年の国際的な潮流として、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。国も持続可能な社会づくりの総合的な取組みを目指し、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

また、本市では上位計画である「越谷市総合振興計画」や「越谷市環境管理計画」において、上記に示される「SDGs」の考え方を取り入れた計画策定に取りかかるなど行政計画も大きく変化しています。

これらのこと踏まえ、「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量・リサイクル編）」（以下「前計画」という。）の各項目全体を見直し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とする「越谷市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ:Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した2030年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置づけられ、上位計画である「越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。なお、食品ロスの削減の推進に関する法律により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」については、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組みとして本計画に内包することとします。

本計画の位置づけは図1-1に示すとおりです。

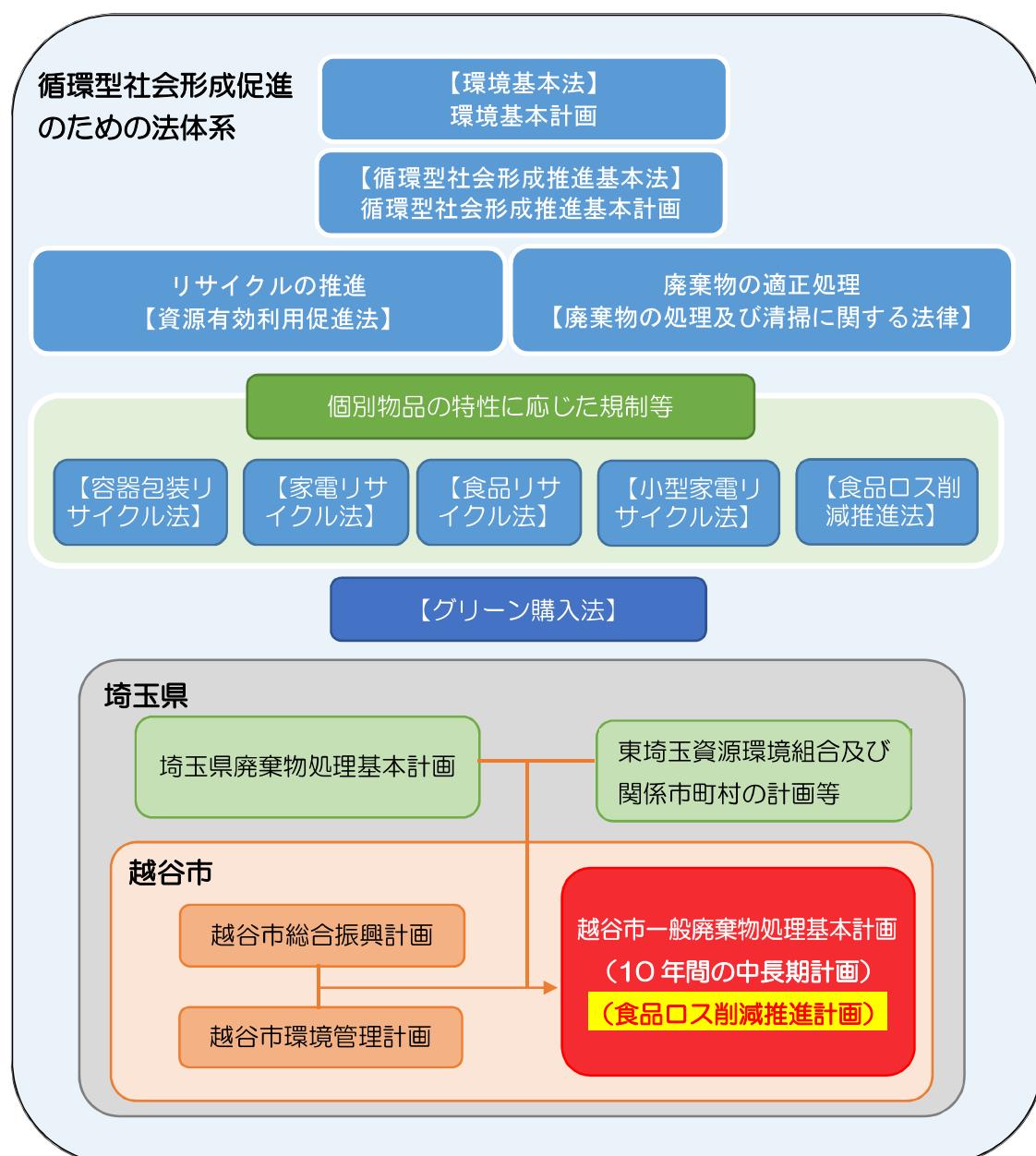


図1-1 越谷市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 計画期間

本計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、令和7年度（2025年度）を中間目標年度、令和12年度（2030年度）を計画目標年度とします。

- 中間目標年度：令和7年度（2025年度）
- 計画目標年度：令和12年度（2030年度）

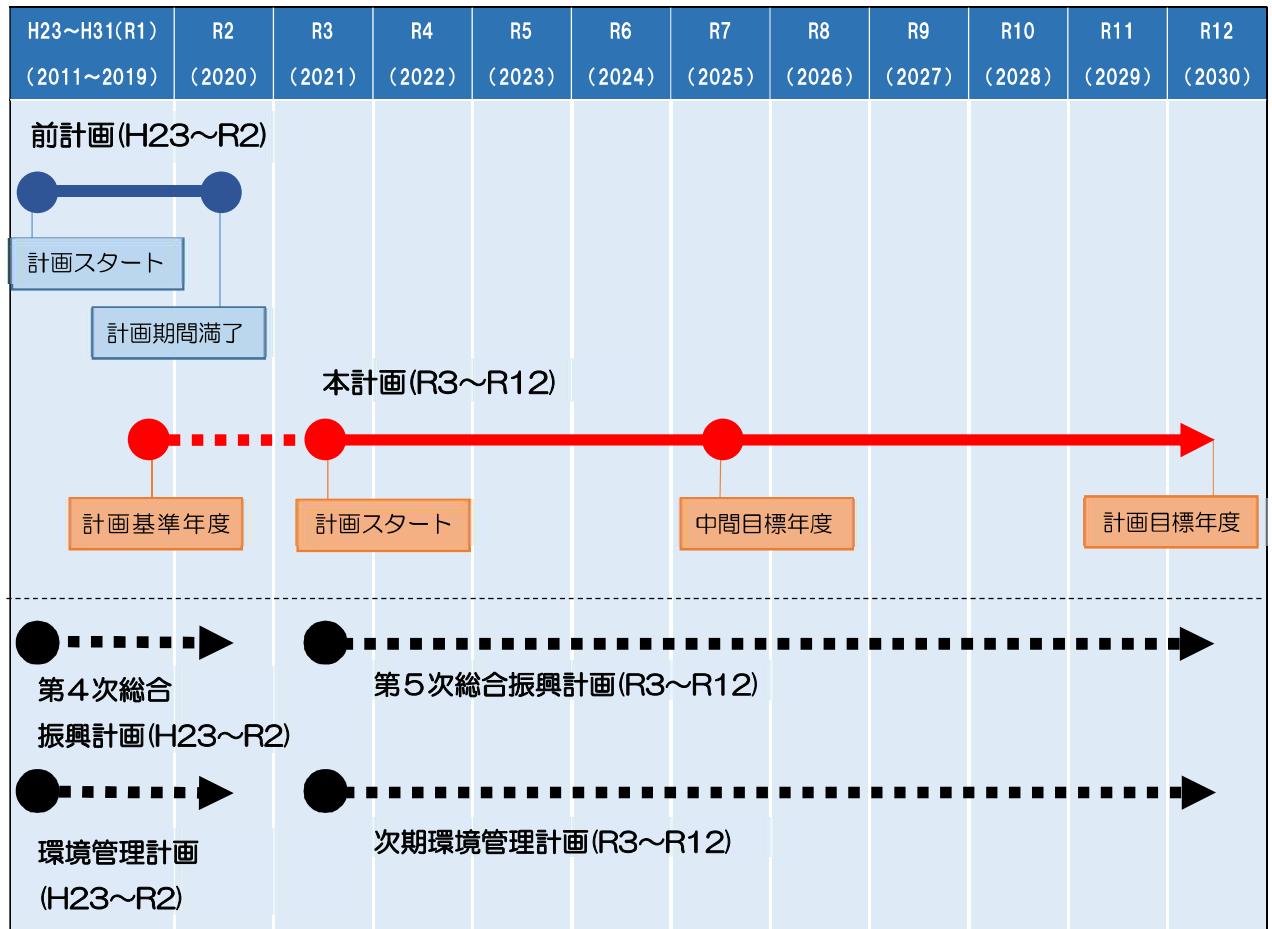


図 1-2 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理の現状

第1節 人口の推移・事業所の推移

(1)市の概要

本市は埼玉県南東部に位置し、東京都心から25kmの地点にあります。

面積は60.24km²であり、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の5つの一級河川の他、葛西用水などの多くの河川・用水が流れています。

平成27年(2015年)4月には、中核市へ移行し、県南東部地域の中核都市として、市民に身近で、きめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

(2)人口

人口は約34万人であり、埼玉県内において、さいたま市・川口市・川越市・所沢市に次いで5番目に人口が多い市です。

本市における人口の動向をみると、緩やかな増加傾向が続いている。

転入・転出による社会増減は、当面は開発による影響から、引き続き増加傾向が続いますが、長期的には社会増の伸びは期待できなくなると予想され、将来的には緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれています。(図2-1 参照。)

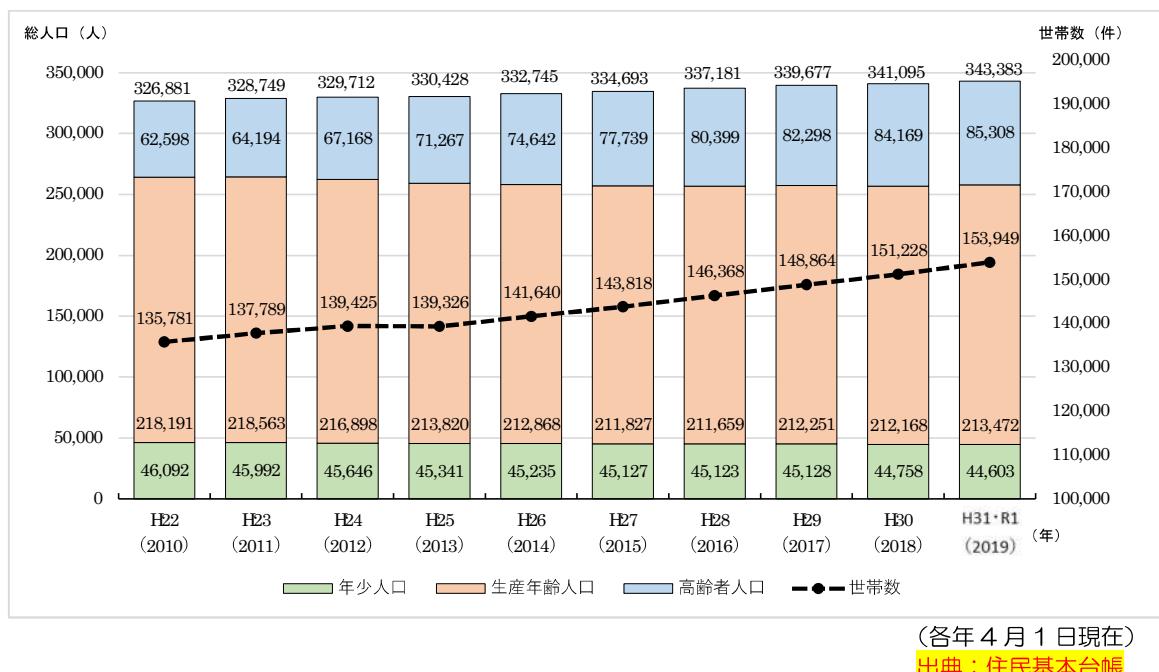


図2-1 人口の推移

(3)事業所

事業系廃棄物の排出者である本市の事業所数の過去8年間の推移は図2-2に示すとおりです。

事業所数は、年々微減傾向にありますが、平成24年(2012年)から平成26年(2014年)までの間は「越谷レイクタウン」の開発が進んだ影響でサービス業が増加し、事業所数も微増していると考えられます。

平成28年(2016年)の事業所数は、11,053事業所となっています。



出典：令和元年版 越谷市統計年報
平成30年版 越谷市統計年報

図2-2 事業所数及び従業員数の推移

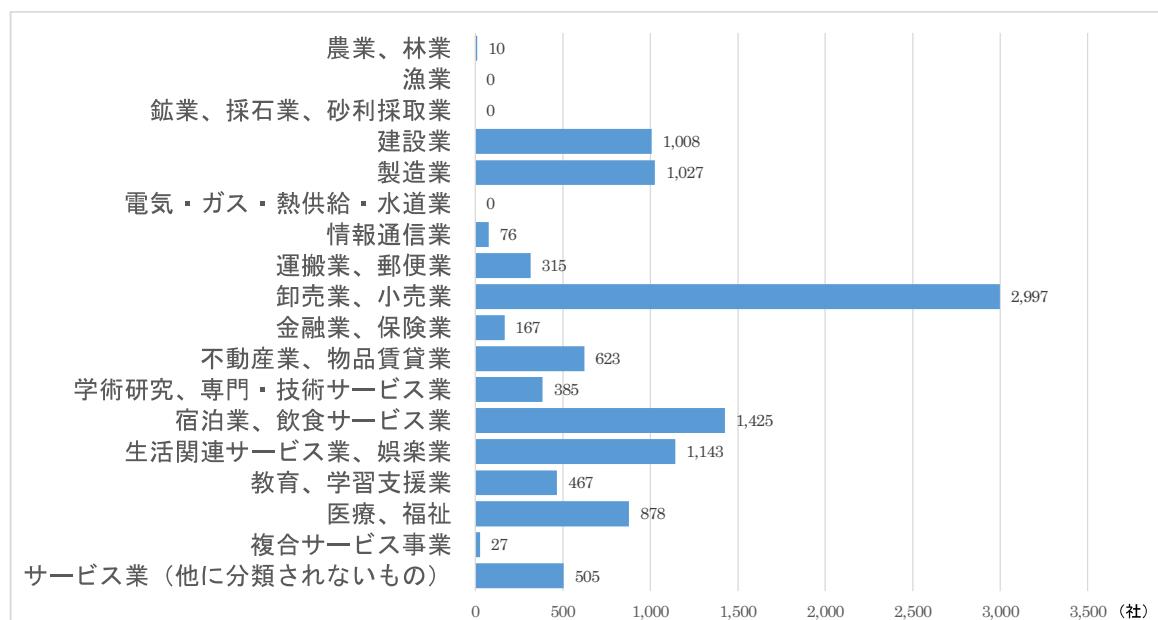


図2-3 産業別の事業所数《平成28年度(2016年度)》

出典：令和元年版 越谷市統計年報

第2節 ごみ処理量の推移

(1)ごみ処理量

本市における一般廃棄物の年間排出量は、図2-4に示すとおりです。

ごみ総排出量は平成29年度（2017年度）までは減少傾向にありましたが、平成30年度（2018年度）以降は増加傾向となり、令和元年度（2019年度）の実績で106,246t/年でした。

排出量の内訳をみると、生活系ごみは平成29年度（2017年度）まで減少傾向にあり、その後増加に転じています。これは1人1日当たりの排出量が平成29年度（2017年度）まで減少を続け、その後横ばいとなっているにもかかわらず、越谷市の人囗が転入・転出による社会増減で年々増加しているためです。

事業系ごみは平成29年度（2017年度）までは横ばいでいたが、その後増加傾向となっています。

集団資源回収量は減少を続けており、令和元年度（2019年度）は平成22年度（2010年度）と比較して約2/3まで減少しています。

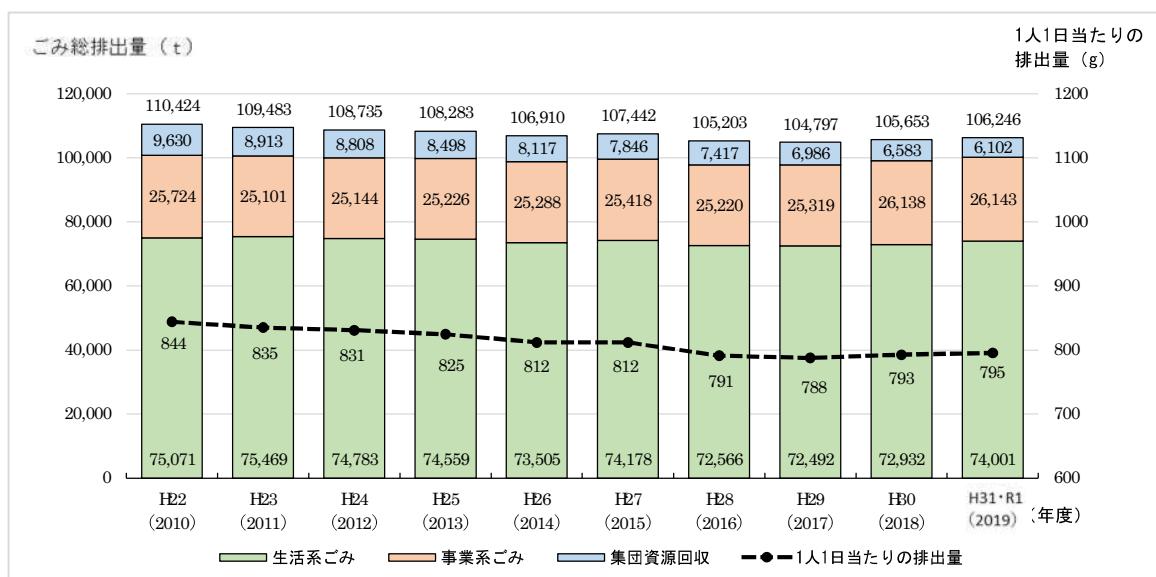


図2-4 一般廃棄物の年間排出量の推移

(注¹) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(注²) 「生活系ごみ」、「家庭系ごみ」

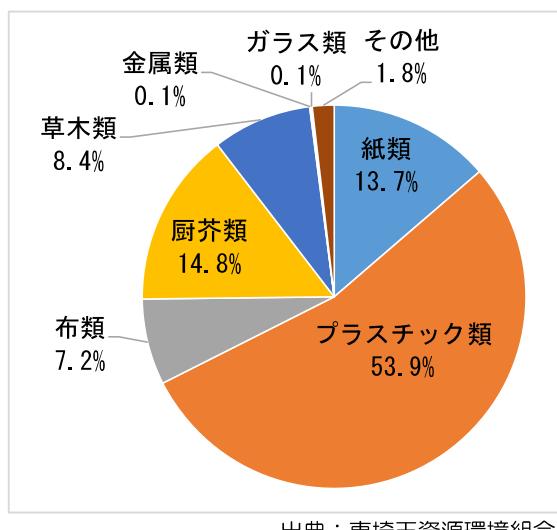
- ・本書では「生活系ごみ」は「家庭系ごみ」と「資源ごみ」を合わせたごみをいいます。
- ・「家庭系ごみ」は家庭から排出される「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を合わせたごみをいいます。

(2) ごみの組成

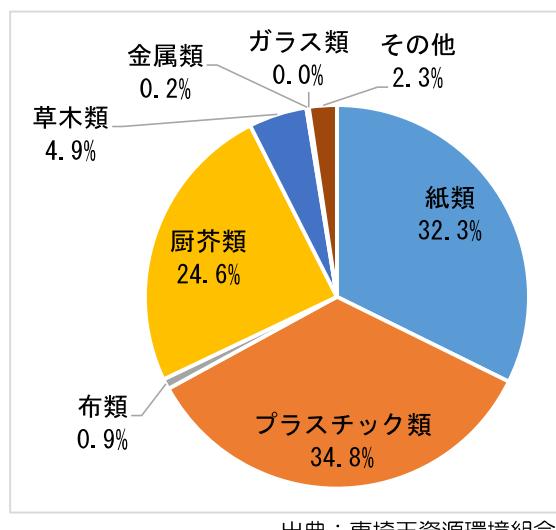
本市における令和元年度（2019年度）の家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査結果は、図2-5、図2-6に示すとおりです。

家庭系燃えるごみにおいては、プラスチック類が約54%と半分以上を占め、次いで厨芥類約15%、紙類約14%となっており、プラスチック類や生ごみの占める比率が高くなっています。

事業系燃えるごみにおいては、プラスチック類が約35%、紙類が約32%と高く、次いで厨芥類の約25%となっています。



出典：東埼玉資源環境組合



出典：東埼玉資源環境組合

図2-5

家庭系燃えるごみ組成調査結果（越谷市分）

図2-6

事業系燃えるごみ組成調査結果（越谷市分）

(注¹) ごみの組成は重量比の結果を示します。

(注²) 家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査については、東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設において実施されており、家庭系及び事業系ごみとともに、ごみ運搬車1台より200kgを試料として、内容物の分類（①紙類、②プラスチック類、③布類、④金属類、⑤厨芥類、⑥草木類、⑦ガラス類、⑧その他）調査等を行っています。

(注³) 東埼玉資源環境組合とは越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の5市1町で構成されている一部事務組合で、可燃ごみとし尿の処理、せん定枝や刈り草などの堆肥化を行っています。

(3)食品ロスの状況

本市における食品ロスの状況は、埼玉県清掃行政研究協議会の「家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査報告書」(平成30年3月)によると、食品ロス量が生活系可燃ごみ^(注)に占める割合が約13%となっています。この調査結果をもとに平成28年度(2016年度)における食品ロス量を推計すると、年間7,975tとなります。(表2-1 参照。)

表2-1 食品ロス量の推計値

項目		越谷市
生活系可燃ごみ量 ^(注) (t/年)		62,388
可燃ごみに 占める割合 (%)	食品廃棄物	28.7
	食品ロス	12.8
	(内訳) 食べ残し	4.3
排出量 (t/年)	直接廃棄	8.5
	食品廃棄物	17,911
	食品ロス	7,975
	(内訳) 食べ残し	2,678
	直接廃棄	5,298

(注)「生活系可燃ごみ量」は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成28年度実績、環境省)に基づく

コラム

食品ロスとは

食品ロスとは、「まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品(可食部分)」のことです。

日本国内における年間の「食品ロス」は約612万トンとされています(農林水産省平成29年度推計)。

約612万トンの食品ロスのうち、約半数(284万トン)は一般家庭から発生しています。

食品ロスを削減するためには市民一人ひとりの取り組みが必要です。食品ロス削減のための取り組みにぜひご協力をお願いします。



フードドライブの取組み

家庭で余っている食べ物や、企業や商店で包装の印字ミスや賞味期限が近づいたなどの理由で品質には何ら問題ないにも関わらず廃棄されてしまう食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動であり、本市でも取組みを進めています。

第3節 ごみ処理体制等

(1) ごみ処理の区分

本市のごみ・資源処理の流れは、図2-7に示すとおりです。

平成17年度（2005年度）までは、燃えるごみ・新聞・雑誌・段ボール・燃えないごみ・危険ごみ・粗大ごみ・せん定枝の8区分でしたが、平成18年度（2006年度）から収集区分を変更し、ペットボトル・白色トレイ・古着類・雑紙・紙パック・缶・びんが新たな区分として加わり15区分となりました。

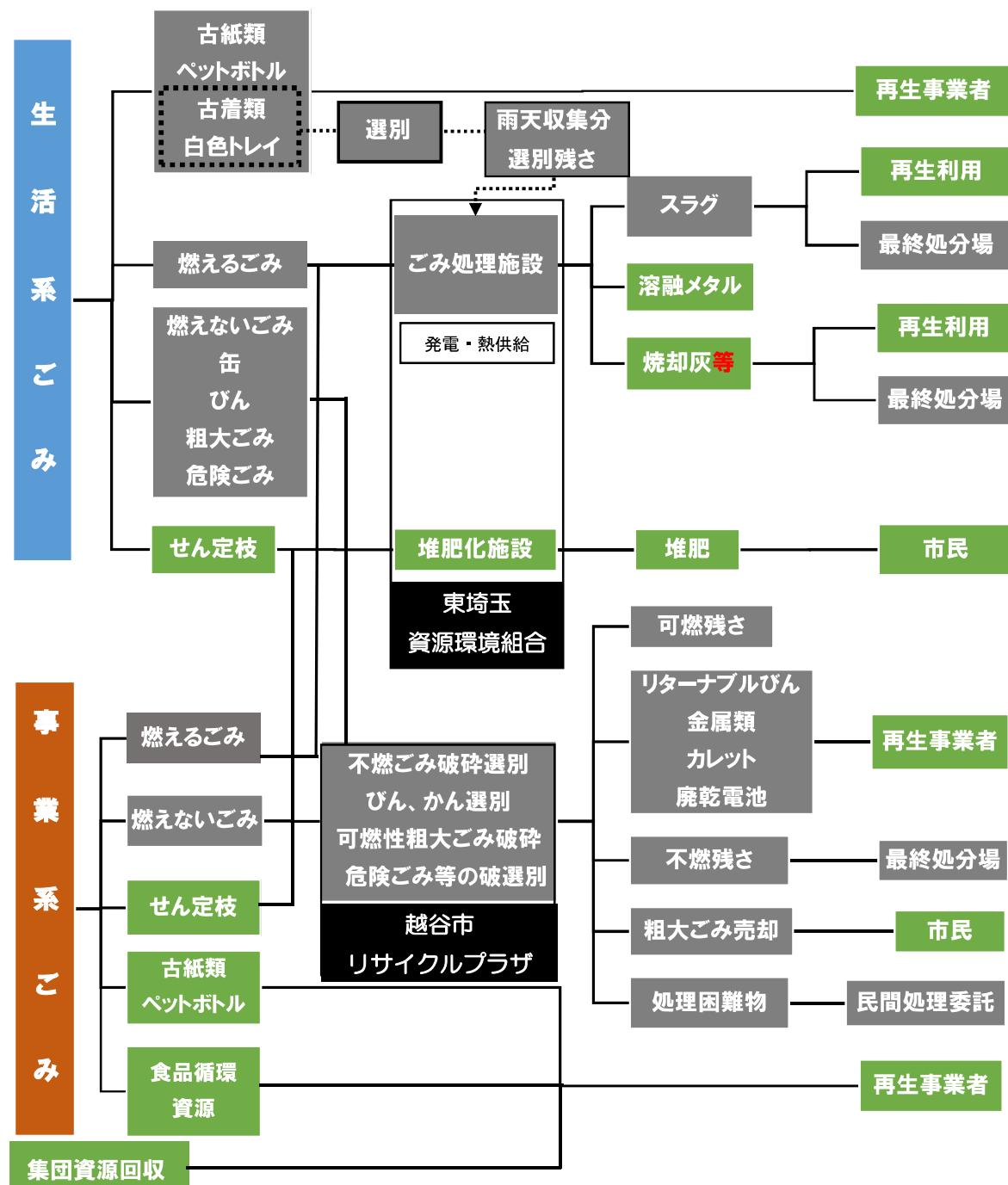


図2-7 ごみ・資源処理の流れ

(2)ごみ処理施設等の概要

本市のごみ処理施設等の概要は、図2-8に示すとおりです。

■ 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

東埼玉資源環境組合が管理運営するごみ処理施設です。主に一般廃棄物（可燃ごみ）を処理しています。焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、本市では周辺施設のゆりのき荘、越谷市民プール、農業技術センターなどへの熱供給を行っています。

■ 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

せん定枝、刈り草を焼却処分せずに資源として有効に活用するため、堆肥化を行っています。

■ リサイクルプラザ

本市のリサイクルの拠点施設として、資源ごみや燃えないごみの収集・資源化を行っています。



図2-8 ごみ処理施設等位置図

第4節 ごみ処理経費

ごみ処理経費及び 1 人当たり・1t 当たりのごみ処理経費は、表 2-2 及び図 2-9 に示すとおりです。

ごみ処理経費は平成 27 年度（2015 年度）に約 27 億円でしたが、令和元年度（2019 年度）には約 24 億円に減少しています。また、人口が増加傾向であることから、1 人当たりの経費は令和元年度（2019 年度）で約 7,000 円/人・年と減少傾向にあります。

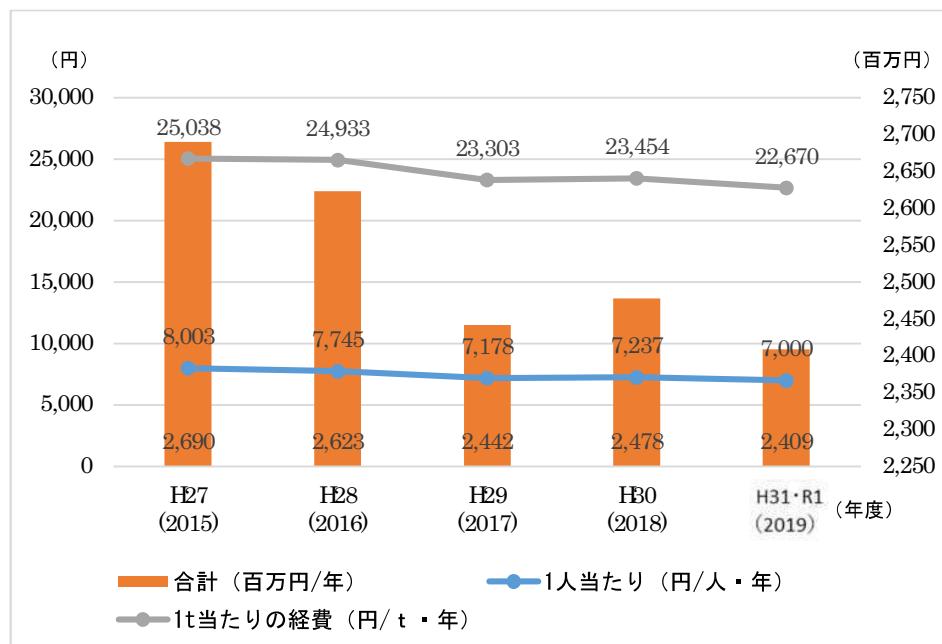


図 2-9 ごみ処理経費の推移

表 2-2 ごみ処理経費の推移

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)
人口(人)		336,151	338,688	340,206	342,401	344,088
ごみ処理 経費	1人当たり(円/人・年)	8,003	7,745	7,178	7,237	7,000
	合計(百万円/年)	2,690	2,623	2,442	2,478	2,409
	1t当たりの経費(円/t・年)	25,038	24,933	23,303	23,454	22,670

(人口は各年 10 月 1 日現在)

第3章 前計画の進捗状況

第1節 計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

ごみの課題解決のため、本市では、前計画の次の3つの基本方針に基づき、表3-1に示す様々な事業を実施しています。

基本方針

1. 循環型社会に向けての意識づくり
2. ごみ減量・リサイクルを進めるためのごみ処理システムづくり
3. リサイクルと適正処理を進めるための施設整備

表3-1(1) 前計画での施策と実施状況

施策の基本方向	施策	事業	実施状況 ^(注)
1. 普及啓発、環境学習の推進	1-1 ごみ減量・リサイクル情報の充実	① ごみ減量・リサイクルのPR	実施中
		② イベントの開催	実施中
		③ アンケート調査の実施	実施中
		④ 学校におけるリサイクル学習の支援	実施中
		⑤ ホームページの充実	実施中
		⑥ リサイクルプラザの活用	実施中
2. 参加と協働による取り組み	2-1 市民による減量・リサイクルの推進	① 市民参加の促進	実施中
		② 家庭での生ごみ抑制・資源化の促進	実施中
		③ 集団資源回収活動の促進	実施中
		④ マイバッグ等の促進	実施中
		⑤ 廃棄物減量等推進員との連携	実施中
		⑥ 各種団体等の先進的な取り組みの普及	実施中
		⑦ 民間リサイクルルートの活用促進	実施中
2-2 事業者による減量・リサイクルの推進	事業者による減量・リサイクルの推進	① 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の推進	実施中
		② 過剰包装の自粛の要請	検討中
		③ 減量化計画書等の作成	検討中
2-3 行政による減量・リサイクル推進体制の充実	行政による減量・リサイクル推進体制の充実	① 廃棄物減量等推進審議会の開催	実施中
		② 行政における減量・リサイクルの推進	実施中

表3-1(2) 前計画での施策と実施状況

施策の基本方向	施策	事業	実施状況（注）
3. 分別収集への取り組み	3-1 分別の徹底	① 分別ルールの徹底	実施中
		② 雑紙の拠点回収の実施	実施中
		③ ごみ搬入時検査の充実	実施中
		④ 分別排出強化月間の実施	実施中
		⑤ 集積所での分別指導	実施中
		⑥ 生ごみリサイクルの検討	実施中
		⑦ その他プラスチック製容器包装リサイクルの検討	検討中
		⑧ 小型家電のリサイクルの検討	実施中
		⑨ 排出禁止物等の適正処理の周知	実施中
	3-2 排出・収集方法等の検討	① 排出・収集方法等の検討	実施中
4. 費用負担の検討	4-1 ごみ処理に係る費用負担の検討	① 事業系燃えないごみの費用負担の見直し	検討中
		② 家庭系ごみの有料化の検討	—
		③ 廃棄物会計基準の導入	検討中
5. 処理処分施設の整備	5-1 資源化の徹底	① ストックヤードの整備	検討中
		② ごみ処理における資源化の徹底	実施中
		③ 資源化技術等の調査研究	実施中
	5-2 環境に配慮した処理システムの整備	① 公害防止設備の整備充実	実施中
		② 適正処理困難物の適正処理	実施中
		③ 最終処分場の適正管理	実施中
	5-3 広域的ごみ処理体制の確立	① 東埼玉資源環境組合との連携	実施中
		② 各種団体との連携	実施中
6. 地域環境の整備	6-1 地域美化の推進	① 地域清掃活動の推進	実施中
		② 越谷市まちをきれいにする条例の普及	実施中
		③ 越谷市路上喫煙の防止に関する条例の普及	実施中
	6-2 不法投棄の防止	① 不法投棄の防止	実施中
7. 災害対策	7-1 災害時の廃棄物対策	① 災害時の廃棄物対策の検討	実施中

(注) 実施状況の区分

実施中：実施しているもの。

検討中：実施までは至っていないが、調査・研究を含む情報収集などを行い、実施の可能性に向けて検討しているもの。

—：実施について検討していないもの。

(2) 主な取組内容

表3-1に示す各種事業のうち、令和元年度（2019年度）までに実施してきた主な取組内容について以下に整理しました。

1. 普及啓発、環境学習の推進

自治会回覧や広報こしがやなどを活用し、食品ロス削減の啓発、資源回収活動への参加の啓発や家庭用生ごみ処理機器の普及啓発など、ごみの減量・資源化に関する情報の発信を行っています。

特に食品ロス削減の啓発については、平成29年（2017年）5月に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ加入し、食べきり運動の普及・啓発や、「食材を買いすぎない」、「食材を上手に食べきる」、「賞味期限を過ぎても、すぐに食材を捨てない」の3か条を設け、日常生活の中で食品ロス削減に向けた行動を促すとともに、食品ロス削減をテーマとしたエコ・クッキング教室などを行っています。平成31年（2019年）3月からリサイクルプラザに食品回収ボックスを設置し、家庭で余った食品を持ち寄るフードドライブ事業を行っています。

また、リサイクルプラザに運ばれたごみがどのように処理されているか、ごみの分別や集められたごみがどのようにリサイクルされているかを啓発するため、環境について学ぶ小学4年生や自治会などに対して、リサイクルプラザの施設見学及び出張講座を行っています。

コラム

再生家具の販売 (リサイクルプラザ)

リサイクルプラザ啓発施設では、粗大ごみとして出されたもの（主に木製家具）の中から、まだ使用できるものを修理・再生し販売しています。

- ・販売しているもの：タンス、ダイニングテーブル、学習机、チェスト、ソファなど
- ・購入できる方：市内在住・在勤・在学の方（事業者を除く個人の方）



再生家具展示の様子

2. 参加と協働による取組み

集団資源回収の奨励補助制度や家庭用生ごみ処理機器の設置に対する補助制度を通じて、家庭からのごみの減量・資源化の取組みを推進しています。

廃棄物減量等推進員が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発を行っています。また、廃棄物減量等推進員からの報告や市民からの通報、集積所パトロールで得られた情報を基に、集積所利用者や集合住宅管理者への指導などを実施しています。さらに、廃棄物の排出抑制、適正処理について事業者へ周知するため、収集運搬許可業者及び排出事業者を対象とした説明会を開催しています。

プラスチックごみの一層の削減に向け、市が率先して取り組むことで、市民のさらなる取組みにつなげることを目的に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を行い、マイボトル・マイバッグの使用促進やワンウェイプラスチックの使用を控えるなどプラスチックとの賢い付き合い方を考え、行動するきっかけとしています。

3. 分別収集への取組み

分別収集されたごみや資源物がどのように処理・資源化されているかがわかるチラシを作成し、施設見学者等に配布し、分別区分の周知徹底を行っています。

平成25年（2013年）4月から携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器に含まれる金や白金などの貴金属や、レアメタルといわれる有用金属の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が施行され、本市では平成26年度（2014年度）から小型家電の回収（ボックス回収及びピックアップ回収）を行っています。

また、平成29年（2017年）7月から、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、既に回収ボックスを設置している4施設に加え、各地区センター、各出張所、市立図書館などの公共施設に簡易型回収ボックスを設置し回収量の増加に努めました。プロジェクト終了後も引き続き小型家電の回収を行っています。

4. 費用負担の検討

令和元年度（2019年度）の消費税率の改定を踏まえ、税負担の適正な転嫁や受益者負担の観点から、廃棄物減量等推進審議会へ「一般廃棄物処理手数料の見直し」について諮問し答申をいただいており、引き続き、ごみ処理に係る費用負担のあり方について検討をしています。

5. 処理処分施設の整備

リサイクルプラザ資源化施設において、一般家庭及び事業所から排出される不燃ごみ・缶・びん類・粗大ごみ等を効果的に処理するため、機器類の保守管理や運転管理などを行い、適正に処理し資源化を図っています。

市では処理できない処理困難物などについては、民間処理業者と連携して処理体制の確保に努めています。また、越谷市一般廃棄物最終処分場については、法で定められた維持管理基準に則り適正に管理しています。

6. 地域環境の整備

各団体が行った清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処理を行うとともに、ポイ捨て禁止及び飼い犬の糞の放置防止、不法投棄禁止の啓発看板を設置・配布することにより、地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくりの推進を図っています。

また、不法投棄物の回収と併せて適宜パトロールを実施しています。

さらに、ホームページでの情報発信や自治会回覧を通じて、正しいごみの分別方法や集積所の維持管理に関する啓発を行っています。

7. 災害対策

大量の可燃ごみを処理することとなる東埼玉資源環境組合をはじめ、構成市町である草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町と連携し基本的な考え方やデータ等を共有しつつ、各市町の被害想定に沿った災害廃棄物処理計画を平成30年（2018年）3月にそれぞれ策定しています。

また、埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合で、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理の相互支援に関する協定を締結しており、災害発生時は、県内における円滑な処理が可能となっています。

コラム

自然災害に伴い発生する災害廃棄物

近年、全国的に発生している地震や大雨などの自然災害により、がれきや家具などの大量のごみが発生しています。これらは「災害廃棄物」と言われ、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とします。災害発生時は、災害廃棄物を速やかに処理するために、適正なごみの出し方や分別方法を市民・事業者へ周知していきます。



出典：越谷市災害廃棄物処理計画

第2節 施策の進捗状況

前計画における数値目標の達成状況^(注)は、以下に示すとおりです。

また、中間目標年度《平成27年度(2015年度)》、計画目標年度《令和2年度(2020年度)》のごみ処理の目標値を整理すると、表3-2に示すとおりです。

(注) 令和元年度(2019年度)実績の結果です。

表3-2 前計画の実績値と目標値

項目		単位	区分	H21 (2009)	中間目標 H27 (2015)	H31・R1 (2019)	計画目標 R2 (2020)
ごみ排出量	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	実績値	865	812	795	—
			目標値	—	826	—	800
	1人1日当たりの家庭系ごみ ^(注) 排出量	g/人・日	実績値	645	605	587	—
再生利用		t/年	実績値	—	617	—	611
	事業系ごみ排出量		目標値	26,093	25,418	26,143	—
		t/年	実績値	—	25,769	—	23,499
再生利用	リサイクル率	%	実績値	18.2	16.5	17.7	—
		t/年	目標値	—	22.1	—	25.4
	再生利用量		実績値	20,422	17,756	18,232	—
最終処分		t/年	目標値	—	24,658	—	28,133
	最終処分量		実績値	9,957	9,784	7,668	—
		t/年	目標値	—	9,503	—	9,088

前計画目標1 ごみ排出量の削減目標（令和2年度(2020年度)目標）

- ①1人1日当たりのごみ排出量を800g/人・日に削減する
- ②1人1日当たりの家庭系ごみ^(注)排出量を611g/人・日に削減する
- ③事業系ごみ排出量を23,499t/年に削減する

①1人1日当たりのごみ排出量を800gに削減する⇒達成

現在の1人1日当たりのごみ排出量は、795gであり、すでに目標を達成しています。(図3-1参照。)

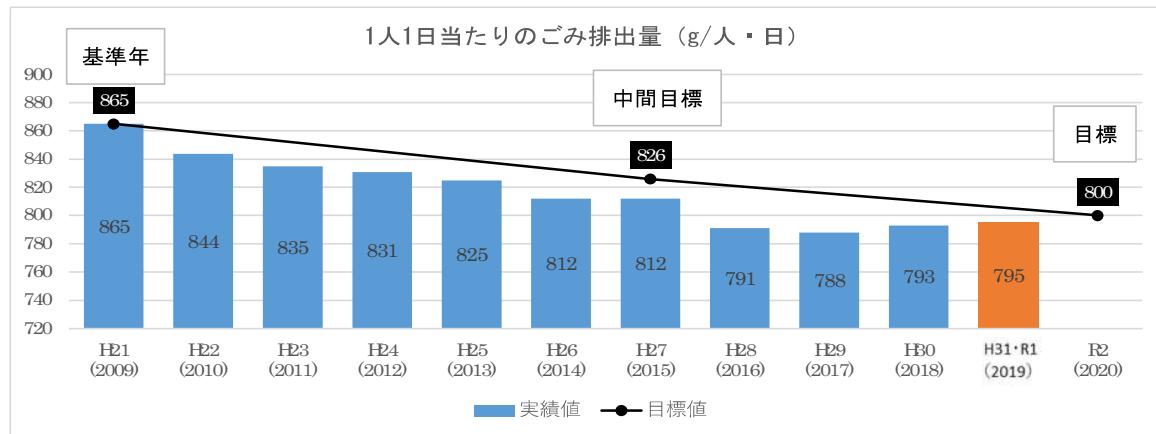


図3-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

②1人1日当たりの家庭系ごみ^(注)排出量を611gに削減する⇒達成

現在の1人1日当たりの家庭系ごみ^(注)排出量は、587gであり、すでに目標を達成しています。(図3-2参照。)

(注) 前計画の「家庭系ごみ」は本計画における「生活系ごみ」と同様の定義です。

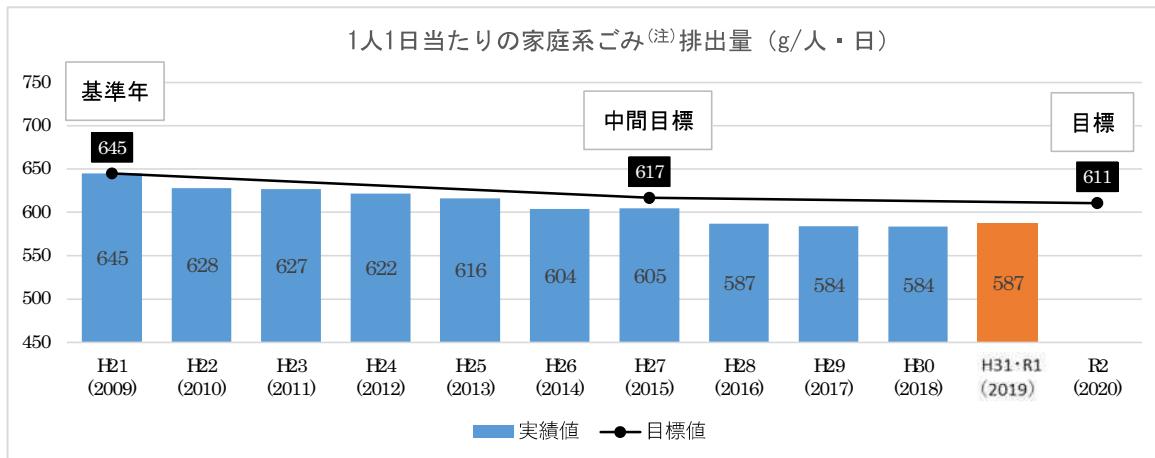


図3-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

③事業系ごみ排出量を23,499t/年に削減する⇒未達成

現在の事業系ごみ排出量は、26,143tであり、目標達成までに残り2,644tの削減が必要です。(図3-3参照。)

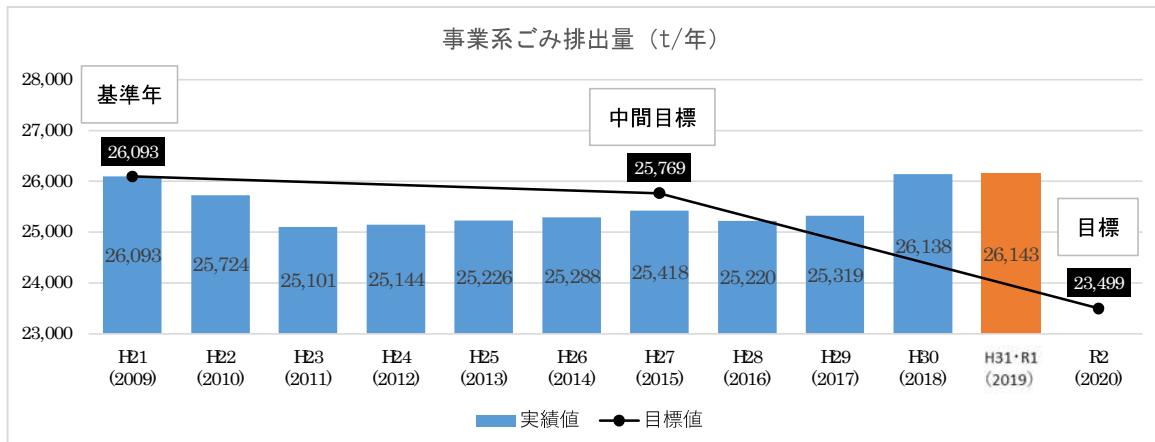


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

前計画目標2 再生利用の目標（令和2年度（2020年度）目標）

- ①分別の徹底により、リサイクル率を25.4%に引き上げる

①分別の徹底により、リサイクル率を25.4%に引き上げる⇒**未達成**

現在のリサイクル率は、17.7%であり、目標達成までに残り7.7%の引き上げが必要です。（図3-4参照。）

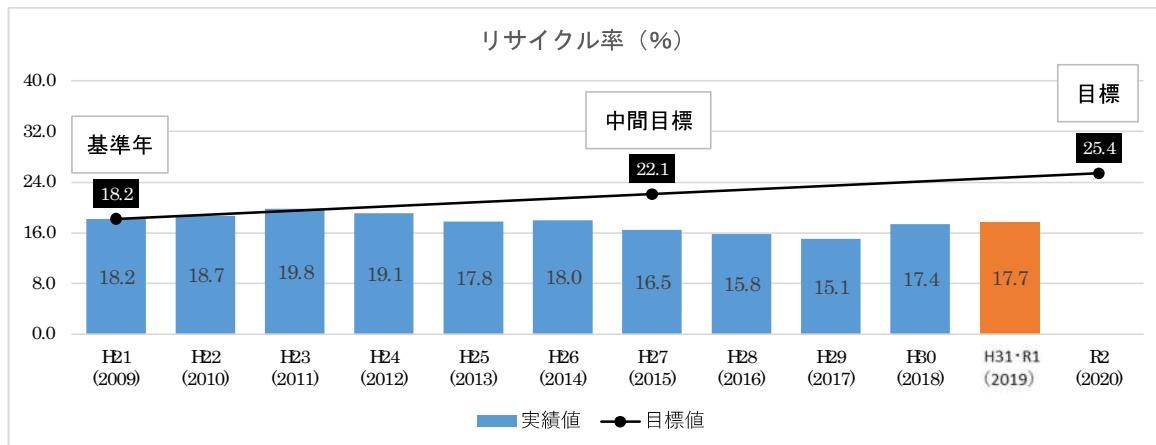


図3-4 リサイクル率の推移

前計画目標3 最終処分量の削減目標（令和2年度（2020年度）目標）

- ①最終処分量を9,088t/年に削減する

①最終処分量を9,088t/年に削減する⇒**達成**

現在の最終処分量は、7,668tであり、すでに目標を達成しています。
(図3-5参照。)

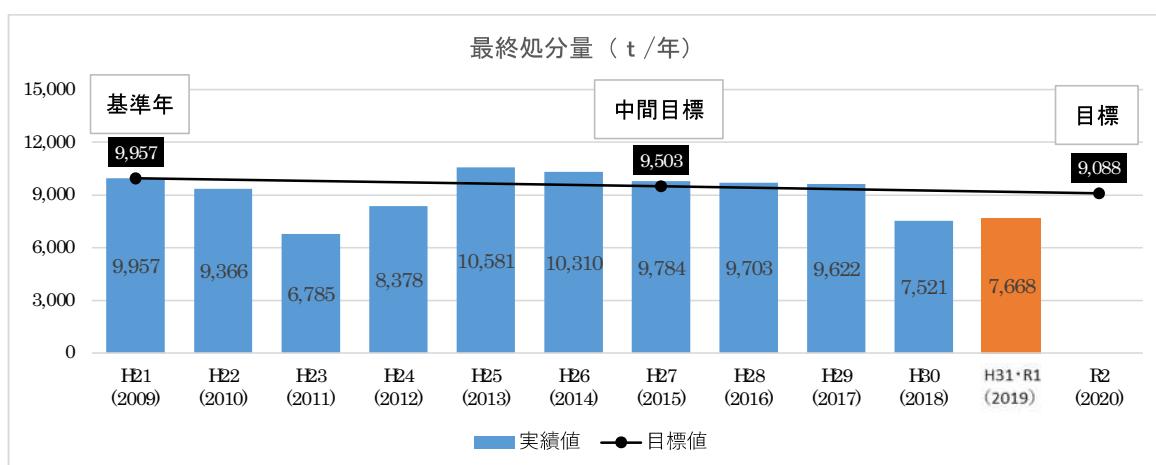


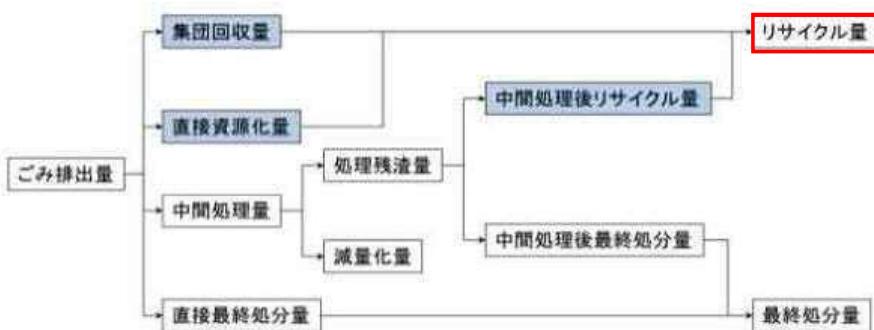
図3-5 最終処分量の推移

コラム

リサイクル率

リサイクル率とはどのように計算されるのでしょうか。

下図は環境省が定義するごみ処理のフローを簡略化したものですが、リサイクル量とは直接資源化量と中間処理後リサイクル量と集団回収量を足し合わせたものとを言います。



直接資源化量とは自治体（あるいは委託業者）によって資源化物として収集され、リサイクル業者へ直接引き渡されたごみ量、中間処理後リサイクル量とは焼却処理などの中間処理で発生した残渣のうち資源として利用されたごみ量、集団回収量とは小学校や町内会などの地域団体によって資源物として回収され、リサイクル業者に引き渡されたごみ量のことを意味します。

そして、リサイクル率とはごみ排出量に占めるリサイクル量の割合（%）と定義されています（式1）。

$$\text{リサイクル率} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後リサイクル量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100 \quad \dots \quad \text{式1}$$

焼却処理に伴う熱回収・利用はサーマルリサイクルと呼ばれ、一般的にはリサイクルのひとつとして位置づけられるのですが、実は図に示したリサイクル量には反映されません。つまり、ここで言うリサイクル量（率）とは、マテリアルリサイクルされる量（率）のこと、サーマルリサイクルされる量（率）のことではないのです。

ここで、熱回収によって発生した発電量から、発電に寄与したごみ量を算出し、そのごみ量を資源化量としてリサイクル率を算出したものが以下の表となります。

越谷市の平成31年度・令和元年度（2019年度）のリサイクル率は17.7%ですが、熱回収により発電に寄与したごみ量を資源化量として算出した場合、リサイクル率は40.3%となります。

区分	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31・R1 2019
リサイクル率(マテリアルリサイクル分)	16.5	15.8	15.1	17.4	17.7
リサイクル率(発電寄与分)	21.0	24.1	22.9	21.7	22.7
リサイクル率(マテリアル分+発電寄与分)	37.5	40.0	38.1	39.1	40.3

第4章 本市を取り巻く社会情勢と今後の課題

第1節 本市を取り巻く社会情勢

(1) 世界的な動向

海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制などが喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川から海へと流入し、自然分解することなくそのまま、あるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境への影響のほか、観光・漁業への影響や船舶航行への障害など、様々な影響が懸念されており、世界全体での取組みが必要となっています。

そのような中で、令和元年（2019年）6月に長野県軽井沢町で開かれた主要20か国・地域（G20）のエネルギー・環境閣僚会合で、海に流れ出るプラスチックごみの削減を目指す国際的な枠組みを構築することなどの共同声明が出されました。

また、廃プラスチックに対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等については、平成29年（2017年）末に中国が国内の環境汚染防止を理由に廃プラスチック等の輸入禁止措置を実施し、これを受け東南アジア諸国も輸入基準を厳格化する等の動きがみられます。日本を含む先進国の資源循環の前提のひとつであった廃プラスチックのアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、各國で処理の問題やプラスチック製品の使用・排出抑制も含め、様々な対応策が急がれています。

(2) 国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法（「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等）を制定し、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）を令和元年（2019年）10月から施行するなど、循環型社会の形成に関する取組みに力を入れています。

平成30年（2018年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、“多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化”、

“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年（2025年）までに国が講ずべき施策を示しています。7つの方向性ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定するとともに、各主体の連携や期待される役割を示しています。

また、近年頻発する大雨による河川の氾濫や土砂災害等では、大量の災害廃棄物が発生し、長期間にわたり市民生活に多大な影響を及ぼしています。こうした自然災害への対応を強化するため、「ごみ処理基本計画策定指針 平成28年9月」では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保や広域連携等の体制構築を促しています。

第2節 本市における今後の課題

第2章の本市におけるごみ処理の現状、第3章の前計画の進捗状況、前節の本市を取り巻く社会情勢を踏まえると、本市の一般廃棄物処理に関する今後の課題は、次の4つに整理されます。

課題1 ごみ総排出量のさらなる減量

本市のごみ総排出量は、これまで減少傾向で推移してきました。その要因として、市の施策に対する市民・事業者との協働のもと、ごみの減量・資源化の取組みが進んだこと、ペーパーレス化により古紙の発生量が減少していること、びん・缶などの容器包装の軽量化・小型化が進んでいることなどが考えられます。

しかしながら、近年は、人口の増加や店舗数の微増に伴う事業系ごみの増加などにより、ごみ総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向がみられます。

また、食品ロスやプラスチックごみなどの新たな社会的課題が出てきており、それに対応するためには、市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

〈家庭ごみに対する課題〉

食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられ、国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」にて令和12年（2030年）までに半減するという目標が定められており、全国的にも重要性の認識が高まっています。今後は、その目標達成に向けて、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

プラスチックごみについては、不法投棄などにより海洋に流出した場合、生態系への悪影響が懸念されることから、国が定める「プラスチック資源循環戦略」において令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを25%排出抑制するとしています。本市においても、プラスチックごみは可燃ごみの約5割を占めており、減量・資源化への取組みが課題となっています。

このような家庭ごみの課題に対する取組みは、高齢者や単身世帯、外国人の増加傾向を踏まえ、排出者の動向や地域特性等を考慮しながら展開していく必要があります。

〈事業系ごみに対する課題〉

近年、本市の事業系ごみの排出量は微増傾向であることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していく必要があります。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量の取組みをさらに推進し、削減を図る必要があります。

課題2 資源化率の向上

〈集団資源回収事業の活性化〉

集団資源回収は、市民の自主的なりサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取組みです。

しかし、少子化による子ども会などの活動停止や高齢化による自治会などの担い手不足、古紙の市況価格の下落により回収業者の買取価格が逆有償になるなどの課題があるため、今後も市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを作る必要があります。

〈廃棄物減量等推進員〉

平成18年度（2006年度）に新たな分別収集を制定した際に、市民との協働によるごみの減量・資源化の推進を図ることを目的として創設したもので、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、本市とのパイプ役を担ってきました。

今後は、さらなるごみの減量・資源化を推進するために、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直すことが重要です。

〈食品リサイクルの推進〉

食品廃棄物の発生抑制と減量、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、法に準拠した食品リサイクルを検討している排出事業者もあることから、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制を整備する必要があります。

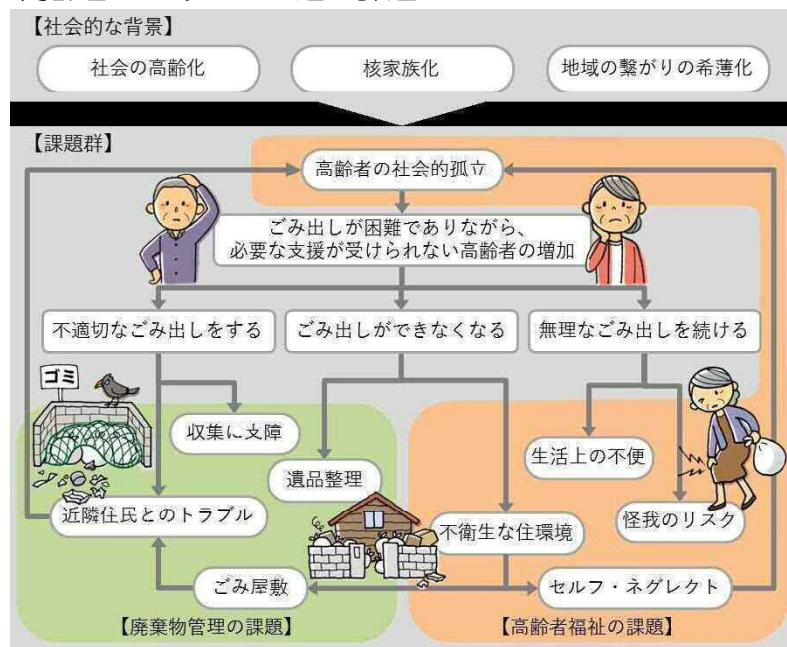
課題3 超高齢社会への対応

超高齢社会の進行等により、ごみ集積所の管理やごみ出しが困難な高齢者が増加していることから、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な方で、身近な人の協力が得られない「65歳以上の高齢者のみで構成される世帯」、「障害を有する者のみで構成される世帯」などを対象に、市職員が戸別収集を実施するふれあい収集を行っています。

今後、さらに一人暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討する必要があります。

さらに、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬許可業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法のあり方について検討する必要があります。

■高齢者のごみ出しを巡る課題



出典：国立環境研究所（2017）：高齢者ごみ出し支援ガイドブック

課題4 プラスチックごみによる海洋汚染

ごみのポイ捨てや不法投棄に起因したプラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について関心が高まっています。

この対策にあたっては、各行政機関、市民、事業者などが一体となって取り組むことが重要です。本市でも、プラスチックごみ削減に向け、レジ袋やワンウェイプラスチック製品などの使用抑制、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

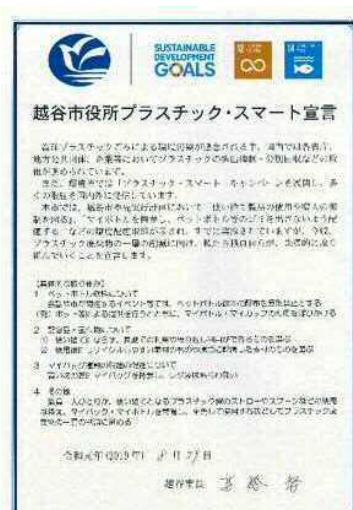
コラム

越谷市役所プラスチック・スマート宣言

近年の海洋プラスチックごみ問題を受け、令和元年（2019年）8月29日に、プラスチックごみの一層の削減に向け、市が率先して取り組むことで、市民のさらなる取り組みにつなげることを目的に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を発表しました。

○具体的な取り組み例

- ・マイバッグを進んで使う
- ・ペットボトルの使用を減らす
- ・プラスチック製品の使用は控える
- ・繰り返し使えるものを選ぶ



第5章 将来推計

第1節 人口の見通し

本市の人口の将来推計は、令和4年（2022年）の345,800人をピークに減少に転じ、本計画の目標年度である令和12年（2030年）には336,100人になる見込みです。^(注)（図5-1 参照。）

（注）第5次越谷市総合振興計画の策定における将来人口推計です。

令和2年（2020年）までは実績値を、令和3年（2021年）以降は推計値を用いています。
（各年4月1日現在）

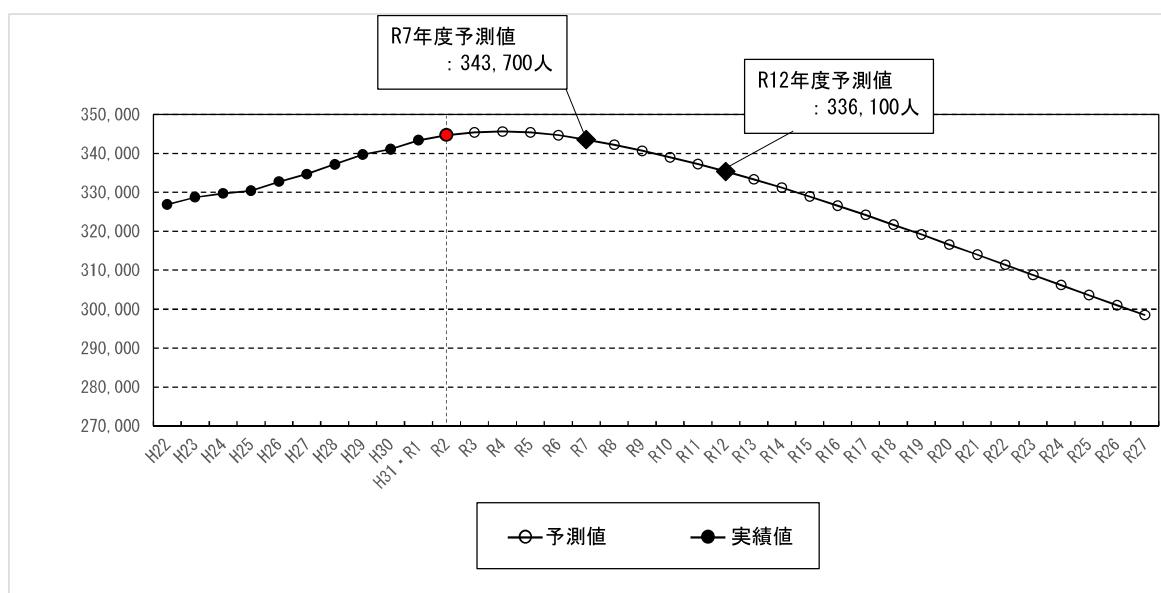


図5-1 人口の将来推計結果

第2節 ごみ総排出量の推計

本市におけるごみの排出状況が現状のまま推移した場合について、将来のごみ総排出量を推計した結果は図 5-2 に示すとおりです。

生活系ごみは1人1日当たりの排出量が減少傾向にあり、また、人口も令和4年（2022年）をピークに減少傾向に転じる見通しなっていることから、排出量も減少傾向になると想定されます。事業系ごみは、実績値が増加傾向にあるものの、コロナ禍における経済状況の変化や将来人口が減少傾向にあることから、横ばい傾向で推移すると想定されます。集団資源回収は実績値が減少傾向にあり、今後もその傾向が継続すると想定されます。以上のことから、令和12年度（2030年度）におけるごみ総排出量は100,041t/年と推計されます。

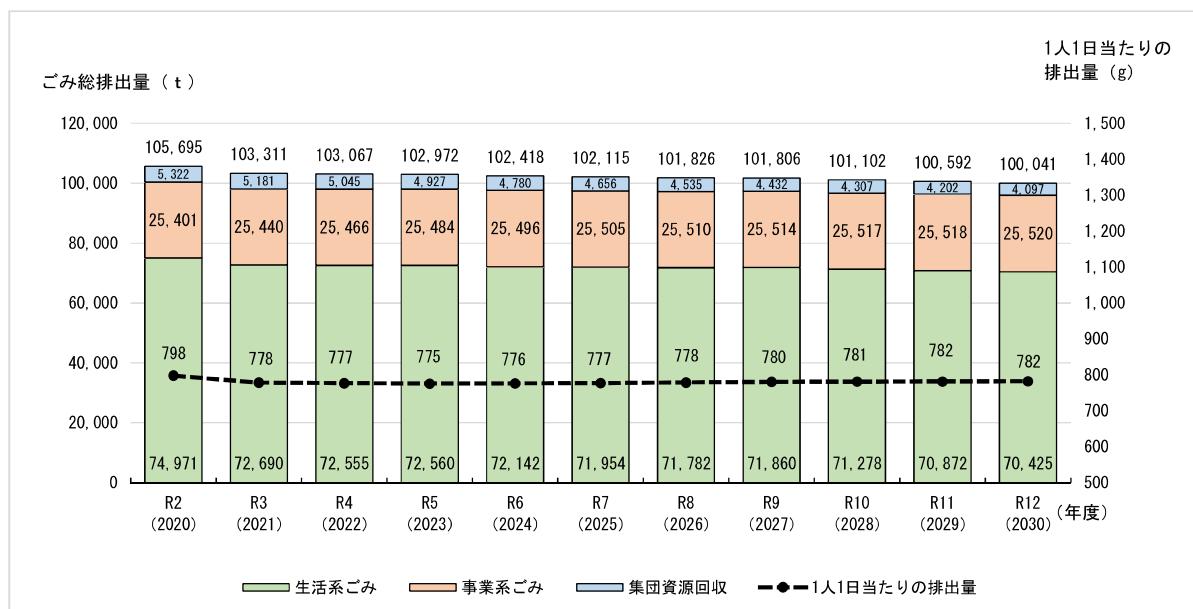


図5-2 ごみ総排出量の将来推計結果（現状のまま推移した場合）

（注）本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。